

# 大西病院訪問看護ステーション運営規定

## (事業の目的)

第1条 医療法人回生会が開設する大西病院訪問看護ステーション（以下「ステーション」という。）が行う指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護の事業（以下「事業」という）の適切な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、ステーションの看護師その他の職員（以下「看護師等」という。）が、要介護及び要支援状態にあり、かかりつけの医師が指定訪問看護の必要性を認めた利用者に対し、居宅介護計画に沿って、適正な指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護を提供することを目的とする。

## (運営の方針)

第2条 ステーションの看護師等は、要介護者及び要支援者等の心身の特性を踏まえて、全体的な日常生活動作の維持、回復を図るとともに、生活の質の確保を重視した在宅療養が維持できるように支援する。  
事業の実施にあたっては、関係市区町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

## (事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 大西病院訪問看護ステーション
- (2) 所在地 旭川市4条通11丁目右3号

## (職員の職種、員数及び職務内容(指定訪問看護と指定介護予防訪問看護を兼務))

第4条 ステーションに勤務する職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 看護師 1名  
管理者はステーションの職員の管理及び指定訪問看護の利用の申し込みに係る調整、業務の実施状況の把握、その他の管理を一元的に行う。
- (2) 看護師（保健師・看護師・准看護師等）2.5名以上  
看護師は、訪問看護計画書及び訪問看護報告書又は介護予防訪問看護計画書及び介護予防訪問看護報告書を作成し、指定訪問看護の提携に当たる。
- (3) 事務職 非常勤 1名

## (営業日及び営業時間)

第5条 ステーションの営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から金曜日までとする。ただし、国民の祝日、7月21日、8月15日、12月30日から1月3日までを除く。
- (2) 営業時間 午前9時00分より午後5時00分までとする。
- (3) 電話により、24時間常時連絡が可能な体制とする。

## (訪問看護内容)

第6条 指定訪問看護の内容は次のとおりとする。

- (1) 病状・障害の観察
- (2) 清拭・洗髪等による清潔の保持
- (3) 食事および排泄等日常生活の世話
- (4) 褥瘡の予防・処置
- (5) リハビリテーション
- (6) ターミナルケア
- (7) 認知症患者の看護
- (8) 療養生活や介護方法の指導
- (9) カテーテル等の管理
- (10) その他医師の指示による医療処置

## (利用料等)

- 第7条 介護保険による指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護が法定代理受領サービスであるときは、その負担額とする。なお、費用については別紙となります。
- 2 医療保険及び高齢者医療保険法による訪問看護を提供した場合は、下記の通り徴収する。
- (1) 基本療養費 各種健康保険法に基づく自己負担割合として一回の訪問につき療養費×負担割合(1～3割)
- (2) 交通費 1回の訪問につき200円  
(ただし、ステーションより片道10km以上は300円)
- (3) 超過料金 1回の訪問が2時間を超えた場合～1時間につき1,000円  
休日・時間外に訪問した場合 ～30分につき1,000円
- 3 死後の処置料は、5,000円とする。
- 4 前2項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けることとする。
- 5 料金改定があった場合は、別紙により利用者及びその家族に説明をし、同意を得ることとする。

## (通常の事業の実施地域)

第8条 通常の実施地域は、旭川市、東神楽町の区域とする。ただし、その他地域については相談に応じる。

## (苦情等)

第9条 利用者からの相談、苦情に対する窓口を設置し、訪問看護に関する利用者の要望、苦情等に対し、迅速かつ適切に対応します。

苦情対応窓口	*大西病院訪問看護ステーション 管理者 相談時間 9時～17時まで	TEL 0166-22-9121
	*旭川市福祉保険部長寿社会課	TEL 0166-25-9797
	*大雪地域広域連合(東川町役場)	TEL 0166-82-2111
	*北海道国民健康保険団体連合会	TEL 011-231-5161

## (緊急時における対応方法)

第10条 看護師等は、訪問看護を実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じた時は、必要に応じて臨時応急手当てを行うとともに速やかに主治医に連絡し、適切な処置を行うこととする。

- 2 看護師等は前項について、しかるべき処置をした場合は、速やかに管理者及び主治医に報告しなければならない。

## (感染症対策)

第11条 事業者において感染症が発生し、又は蔓延しないように、次に掲げる措置を講じる。

- (1) サービス提供者の清潔の保持及び健康状態について必要な管理を行う。
- (2) 事業者の設備及び備品等について衛生的な管理に努める。
- (3) 事業者における感染症の予防及び蔓延の防止のための対策を検討する委員会を6ヶ月に1回以上開催するとともに、その結果について職員に周知する。
- (4) 事業所における感染症の予防及び蔓延防止のための指針を整備する。
- (5) 職員に対し、感染症の予防及び蔓延防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

## (業務継続計画の策定)

第12条 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施及び非常時の体制で早期の業務再開を図る為の計画(業務継続計画)を策定し当該業務継続計画に従って必要な措置を講じる。

- 2 職員に対して業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施する。
- 3 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う。

### (虐待防止に関する事項)

第13条 事業者は、利用者の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するため、次の措置を講ずる。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的を開催するとともに、その結果について職員に周知徹底を図る。
- (2) 虐待防止のための指針を整備する。
- (3) 虐待防止のための定期的な研修を実施する。
- (4) 事業者は、サービスの提供に、職員又は養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報する。

### (ハラスメント対策)

第14条 事業者は、サービス提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって、業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

### (その他の運営についての留意事項)

第15条 訪問看護ステーションは、看護師等の質的向上を図るための研修の機会を次の通り設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- (1) 採用時研修 採用後3ヶ月以内
  - (2) 継続研修 年1回
  - (3) その他外部・内部研修を行う。
- 2 職員は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。（個人情報の取扱いに関する規程 別紙参照）
  - 3 職員であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、職員との雇用契約の内容とする。
  - 4 この規程に定める事項の他、運営に関する重要事項は医療法人とステーションの管理者との協議に基づいて定めるものとする。

以下余白

**附 則** この規程は平成10年11月5日から施行する。

平成17年 2月 1日 一部改正

平成20年 2月 1日 一部改正

平成21年 4月 1日 一部改正

平成22年11月19日 一部改正

平成24年 4月24日 一部改正

平成24年 5月21日 一部改正

平成24年 7月 1日 一部改正

平成25年 1月 7日 一部改正

平成25年 7月 1日 一部改正

平成25年10月 1日 一部改正

平成25年11月18日 一部改正

平成25年12月 1日 一部改正

平成26年 1月 1日 一部改正

平成26年 1月31日 一部改正

平成26年 4月24日 一部改正

平成26年10月 1日 一部改正

平成26年11月11日 一部改正

平成27年 7月 1日 一部改正

平成27年 8月 1日 一部改正

平成27年 9月 1日 一部改正

平成27年10月 1日 一部改正

平成27年12月 1日 一部改正

平成28年 1月 1日 一部改正

平成28年 2月 1日 一部改正

平成28年 2月15日 一部改正

平成28年 7月 1日 一部改正

令和 2年 7月 1日 一部改正

令和 3年 5月17日 一部改正

令和 3年11月 1日 一部改正

令和 5年 7月 1日 一部改正

令和 6年 4月23日 一部改正